

連載

湖面の光 湖水の命

琵琶湖諸元
集水域 3,174km²
面積 670.25km²
周り 235.20km
水量 275億m³
最深部 103.58m
平均深さ 41.20m

＜物語＞世紀の水の大事業 ～琵琶湖総合開発[†]～

高崎 哲郎 (作家)

第10話「『びわ湖訴訟』、湖岸堤(管理要道路)、そして事業10年延長」

静かな湖国はかつてない集団訴訟に大きく揺れた。水資源開発公団（以下水公団）の琵琶湖開発事業建設部事務所が津市内に開所されて3年目にあたる昭和51年（1976）3月26日、同総合開発計画工事の差止めを請求する「びわ湖訴訟」が津地裁に提訴された。水公団等が本格的事業を展開する矢先のことであった。原告が1000人を超えるマンモス訴訟となった。琵琶湖開発事業は日本の水資源開発では最大のプロジェクトであっただけに、その実施に際して環境問題を前面に出した争訟が、「びわ湖訴

訟」に続いて5件も相次ぐのである。

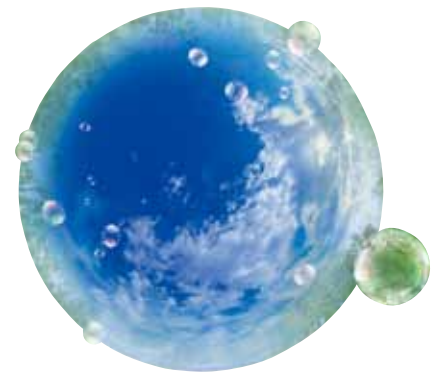
「びわ湖訴訟」から半年遅れて、鮎苗（放流用稚アユ）に被害が出かねないとして工事の差止めの訴訟（鮎苗訴訟）が出された。4年後には損害賠償事件（鮎苗損失訴訟）も起きた。2件はいずれも東京地裁に提訴され、全国内水面漁業協同組合連合会が中心となって青森県から鹿児島県まで（滋賀県を除く）の463漁業協同組合が訴えたものであり、被告は水公団と国であった。53年1月、湖西海津で船溜り工事の差止め仮処分事件（海津船溜り訴訟）がもち上がった。水公団とマキノ町（現高島市マキノ町）が訴えられた。水公団が新規規水毎秒40立方メートル開発のため水位低下対策に取り組んでいた最中であった。北湖から進められていた湖岸堤及び管理用道路工事が南湖に移ってきた58年（1983）、前浜のヨシ試験地を原因として（ヨシ地告発事件）、また翌59年湖岸堤工事を原因として琵琶湖開発事業建設部長が「びわ湖訴訟」原告弁護団によって津地裁に告発された刑事事件（湖岸堤告発事件）もあった。

これら6件の争訟事件は、13年に及んだ「びわ



近江商人屋敷（豪商外村家の庭園、五箇荘町）

† 国と上下流の府県など関係機関が25年をかけて①琵琶湖の水質と自然環境の保全を図り②洪水・渇水被害の軽減③水資源開発④琵琶湖流域の地域開発を実現した約1兆9,000億円の大プロジェクト



湖訴訟」の判決を最後として、不起訴になった事件を除きすべて被告側（水公団、国、滋賀県、大阪府など）の全面勝訴で幕を閉じた。平成元年（1989）3月8日、「びわ湖訴訟」の地裁判決が出された。

「琵琶湖総合開発は『近畿の水がめ』の環境を破壊し健康被害を招くと、琵琶湖・淀川流域の住民が国・滋賀県などに主要4工事の差止めを求めた『琵琶湖環境権訴訟』の判決は8日、大津地裁で言い渡された。西池季彦裁判長は原告が差止め根拠とした環境権、浄水享受権を否定、人格権については認めたとの『被害の立証、推認』がないと述べる一方、矢橋人工島、湖南中部流域下水道浄化センターは『すでに完成し訴えの利益がない』と却下するなど、原告の差止め請求をいずれも却下、棄却した。（中略）。原・被告が13年にわたり争った訴訟は住民側の全面敗訴となった」（『京都新聞』3月8日付）。原告側は控訴を断念しロングラン裁判は終結した。原告弁護団代表折田泰宏は記者団に語った。

「全面的に行政側の主張のみ採用し、原告の主張に一片の理解も示さないものであり、心の底から憤りを覚える。私たちは、この判決に対し、住民と共に闘い続けて行く決意だが、ここに至る過程で琵琶湖の環境保全に数多くの寄与をなしてきたことは確信している」

確かに、この環境権訴訟が公共事業における開発や環境保護のあり方にインパクトを与えたことは否定できない。琵琶湖畔に住む作家高城修三は京都新聞に「琵琶湖はいま～判決に寄せて～」を寄稿した。

「昭和47年にスタートした琵琶湖総合開発は高度成長時代の発想で、琵琶湖の豊かな水を近畿の水がめ、下流府県に必要な資源としてとらえ、琵琶湖というかけがえのない存在の全体をみる視点を欠いていたと思う。事業主体となった行政も十分にそうした配慮をなしたとは言いがたい。びわ湖訴訟はその是非を争うものであった。判決は原告の訴えを全面的に却下した。既成事実を追認し、問題の解決を立法、行政にあずけるかたちである。琵琶湖のもつ全体性を個々の権利関係として法廷で争っても、これ以上のもものはのぞめないだろう」

「問題は一つ解決していない。琵琶湖の現状が私

たちに問いかけているのは、開発や行政の是非だけではなく、効率や利便性を追求するあまり、自然と共存できなくなりつつある私たちの生活のあり方そのものだからである」

（参考文献『淡海よ 永遠に』、『滋賀県史 昭和編』、池見哲司『水戦争、琵琶湖現代史』、朝日新聞・京都新聞関連記事、（独）水資源機構関連文献、筑波大学付属図書館所蔵資料）

51年8月、武村革新県政は「琵琶湖総合開発計画改定の基本構想」をまとめた。野崎県政が進めた計画の見直し作業の結論である。内容は、「保全」「治水」「利水」に大別されていた事業計画のうち、「保全」部分を「水質保全」と「環境保全」に分けることと、その拡充のために新たに13項目の事業を追加することであった。追加される事業は次の通りであった。

<水質保全>

- ・汚濁発生源対策—排水規制の強化、家庭排水等対策
- ・汚濁除去対策—家畜糞尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設
- ・琵琶湖浄化対策—底泥等の除去、水生植物の保護造成
- ・監視観測対策—水質観測施設、水質監視の強化

<環境保全>

- ・自然環境保全対策—自然環境保全施策の推進
- ・文化歴史環境保全対策—文化歴史環境施策の推進、文化歴史遺産の保存整備
- ・環境利用対策—周遊自転車道

「基本構想」をもとに、滋賀県は政府に計画の変更を打診した。だが52年2月、国土庁（当時）を窓口とする各省庁の連絡調整会議で「当面、改訂は行わない」ことを決めた。理由は、①新規事業を追加する財政的余裕がないこと、②追加事業にどんな効果があるか詰めが十分でないこと、③現計画がまだ消化されていないこと、などであった。「アイディア」知事武村の掲げた「計画見直し」は結局実現せず、琵琶湖総合開発計画は最終年度の57年3月まで既定方針で進められるのである。これより先、50年4月、前知事野崎欣一郎が旅行先の台湾で急逝した。享年53歳。死因は持病の糖尿病などの悪化とされたが、不審なうわ

第10話 『びわ湖訴訟』、湖岸堤(管理用道路)、そして事業10年延長

さも流れた。



前浜前面のヨシ(草津市)

52年5月27日、琵琶湖に初めて赤潮が発生した。大津市におの浜沖では長さ2キロ、幅300メートルの湖面が赤く染まったほか、比較的水がきれいと言われてきた北湖の滋賀郡志賀町(大津市)北小松沖や高島郡今津町(高島市)浜分沖でも稚アユ約1万匹が死んだ。浜分漁協組合長上田長春は、朝起きると、いつものように自宅わきの養殖池を見回りに行った。道ひとつ隔てた琵琶湖から水を導き、アユを養殖している。池をのぞき込んだ瞬間、自分の目を疑った。数え切れないほどのアユが水面に白い腹を見せて浮いていた。強烈な異臭が漂い、水が茶褐色に濁っていた。琵琶湖の浜辺で何人かがぼう然と立ち尽くしていた。62年間、毎日ながめて暮らしてきた琵琶湖の初めて見る姿だった。「琵琶湖に初の赤潮」。ニュースは瞬間に広がった。(池見哲司『水戦争、琵琶湖現代史』参照)。

大津市や京都市の水道関係者は、この新顔のプランクトンが「臭い水」をもたらすことは知っていた。だがその生態はほとんどつかめていなかった。赤潮は翌53年の5月から6月にかけても発生した。アユ、ニジマス、コイなど魚への被害も再び起きた。赤潮は以後毎年発生し、昭和58年9月21日には、一層汚染の進んだ状態を示すアオコまで見られるようになった。赤潮はプランクトンの一種クスダマヒゲムシ(ウログレナ)、アオコはミクロキスティスの異常発生によって引き起こされるが、これらの増殖は窒素やリンなど栄養塩類の増加に起因していた。窒素

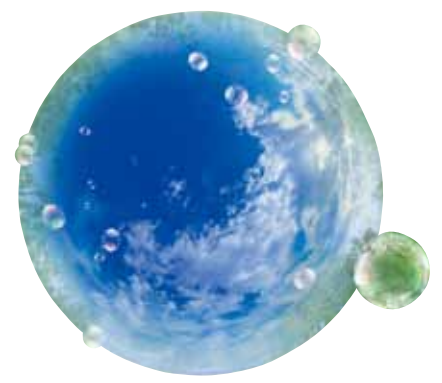
やリンは、工場や家庭からの排水に多く含まれており、琵琶湖に流入・蓄積されて、富栄養化を進行させたのである。54年10月16日、滋賀県議会において「琵琶湖富栄養化防止条例」が可決となり、翌年7月1日から施行された。(前回既述)。



湖岸堤が琵琶湖湖畔沿いに計画されたが、その構造で特徴的なのは堤防本体と湖の汀線(湖面と陸地の交わる線)の間に幅数10メートルの前浜を設けたことである。北湖では、堤防を湖の汀線から20メートルから50メートル程度内陸側の位置に設置することにより、従前の湖辺を自然状態のまま前浜として確保した。南湖では、堤防法線(堤防の天端中央線)の一部が湖中部を通過することとなったため、その区間については新たに幅50メートルから60メートル程度の人工的な前浜を造成した。前浜は2つの効果を果たした。一つは消波効果により湖岸堤の天端高(堤防の頂点)を低く押えよとの工学的な効果である。もう一つの効果は湖沼環境の保全である。管理用道路は、緊急時における迅速な通行の必要性、将来管理の利便性等を勘案したもので、断面構造については道路と湖岸堤を組み合わせた湖岸堤・管理用道路との形にすることで経済性を高めた。堤防部分と管理用道路部分との境界には植樹による分離帯を設けて交通の安全を図っている。

湖岸堤の計画変更のうち、長い年月を要し大きな計画変更となったのは南湖湖岸堤法線であった。南湖湖岸堤法線は、開発事業が開始された後でも最終案に至るまでに2回の変更があった。当初計画の法線を含めると3本のルートが検討されたのである。それぞれのルートの大要は以下の通りである。

- ①当初計画：建設省(現国土交通省)が琵琶湖開発事業をまとめるに当たって滋賀県等の意向を勘案して決定した。昭和48年(1973)に水公団が建設省から事業継承をした時の案で「当初案ルート」と呼ぶ。
- ②変更一次計画：53年南湖浚渫計画の大幅な変更に合わせて水公団で基本案を作成した。その後滋賀県の「南湖問題検討会」の中で調整を図り、55年11月に県に提示した案で「公団案ルート」と呼ぶ。



③変更第二次計画：「公団案ルート」に対し、滋賀県内でさらに県としての意向を強く打ち出して修正し、57年3月水公団に要請した案である。「修正案ルート」と呼ぶ。最終的には水公団もこのルートでの実施を了承した。

南湖湖岸堤法線の変更の結果、北湖における湖岸堤及び管理用道路の線形は比較的直線的であるのに対して、南湖における線形はかなり屈曲の多いものとなった。道路としての安定走行・快適性との面で課題を残した。



草津地区湖岸堤・管理用道路



57年3月31日、琵琶湖総合開発特別措置法を10年間延長するための一部修正案が、参議院本会議で共産党を除く与野党の賛成多数で可決し成立した。併せて、施行令の一部も改正され、総合開発事業に新たに4事業を追加することが決まった。前年末の57年度政府予算案ですでに方向が定まっていたとはいえ、琵琶湖総合開発はこの日を境に正式に第二期のとびらを開けたのである。滋賀県が琵琶湖総合開発の10年延長を求める「要望書」をまとめ、国に提出したのは56年6月だった。既に最終年度に入り、あと9か月で特別措置法は期限切れとなるものの、17の地域開発事業は、40%を消化したに過ぎない。これはオイルショックその他に基因する経済変動や政府の政策の変更、さらには赤潮やその他の水質汚濁などが大きく影響した。残りの60%を完成するだけでも期限延長と事業の改正は必至というのが滋賀県の早くからの主張であっ

た。加えて、見直し作業の中で確認した環境保全のための新規事業を追加したいねらいもあった。「要望書」には、改定にあたっての滋賀県の「基本的な考え方」と「具体的方向」とが添えられている。

「基本的な考え方」は、まず「毎秒40立方メートル、水位低下1.5メートルの新規利水は変えない」ことを確認した上で、次の4項目を掲げた。

- ①特別措置法の10年延長。国と下流の財政負担など現行法の基本を踏襲する。
- ②琵琶湖総合開発計画の期間を47年度から66年度までとし、現行計画の残事業の完成を原則としつつ、環境保全のための事業を追加する。
- ③水質保全及び水源涵養にかかる費用についての財政措置。とくに流域下水道の3次処理のための特別措置や公共下水道の管渠工事かんきよに対する補助対象範囲の拡大等。
- ④琵琶湖の保全管理のための新たな法制度の検討等、将来的課題への対応。

これを受けて、「具体的方向」として、現行事業の手直しと新規に追加すべき事業をあげた。新規事業は4つで、①農業集落排水処理施設、②畜産排水処理施設、③ごみ処理施設、④水質観測施設であった。現行事業の手直しでは、縮小された事業もあった。①大規模レクリエーション基地を中心とする「自然公園施設」が面積で80%がカットされた。②4か所の「港湾」のうち2か所が中止。③「工業用下水道」も4地区のうち1地区が中止。一方、拡大されたのは①「都市公園」が147ヘクタールから207ヘクタール。②「道路」に新たに自転車道21キロの併設。

「要望書」に基づいて、滋賀県は琵琶湖開発総合計画の改定に向けて国土庁（当時）を窓口^①に各省庁と折衝に入った。問題は事業総額をどう算出するかであった。8月20日、国土庁案として「改定計画事業量・事業費」がまとまった。



事業項目22、総事業費1兆5376億円。56年度までに投じた5620億円を差し引くと、残り事業費は9756億円である。一方、5620億円を投じた10年間の事業消

第10話 「『びわ湖訴訟』、湖岸堤(管理用道路)、そして事業10年延長」

化率は43%である。56年度単価に換算すれば7360億円に相当する。つまり56年度単価で100%事業費をはじけば1兆7116億円になる。46年度単価4266億円で開始された琵琶湖総合開発は10年間で4倍の単価となった。中でも下水道事業の単価上昇が目立っており、同様に計算すれば単価は6.7倍となる。12月末の政府予算折衝では、新規4事業も含めて9628億円の事業費が認められた。要求額より128億円カットされたが、ほぼ満額回答といってよかった。カット分のうち99億円は下水道事業費であった。

事業費が決まったことで、次の焦点は大阪府・兵庫県との「下流負担金」問題に移った。総合開発が始まった際合意した総額150億円の改定である。大阪府と兵庫県は56年度までに物価上昇分を織り込んで228億円を支払っており、「残りは127億円で十分である」と主張した。これに対し滋賀県は500億円を要求した。双方の額にこれほど差が出たのは算定の根拠が食い違ったからであった。滋賀県側は当初の150億円の基礎になった「国の補助率の特別カサ上げ相当額」をそのままスライドさせて要求額をはじいた。大阪府と兵庫県側は「下水道などは既に特別カサ上げが消滅したのだから、その部分については下流も負担する必要はない」と主張して譲らなかった。10年前と同じように、57年5月27日、東京で3府県知事と国土庁長官の「トップ会談」がもたれ、360億円で決着することになった。

知事武村が、特別措置法の10年延長を政府筋に根回しする際、頼りとした中央政界の「大物」は元総理大臣田中角栄と田中の側近後藤田正晴だった。

「後藤田(正晴)先生には、自治省採用のときからお世話になっています。滋賀県知事るとき、琵琶湖総合開発特別措置法が10年の満期を迎えて、その延長を考える状況になりました。この総合開発計画は、田中角栄内閣のときにできた計画ではなかったかと思えます。私は一番初めに田中角栄さんのところに相談に行っただんです。角栄さんは逼塞ひっさくされているときでしたから、『誰に相談したらいいですか。竹下登さんですか』と聞いたら、『うーん、竹下じゃ駄目だ。後藤田にせよ』とおっしゃった。ちょうどその直後ぐらいに竹下さん

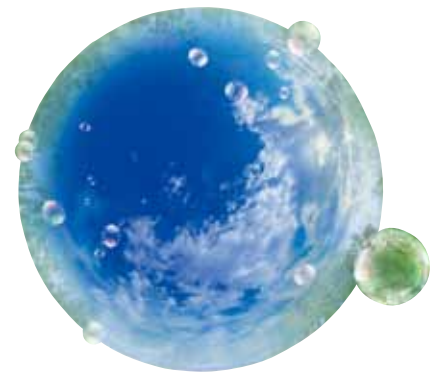
が創政会をつくった。だから、ずいぶんきわどいときにその話をしているんです。僕は竹下さんのところにもお願いや挨拶で出入りしていましたが、角栄さんの指示で、後藤田さんに琵琶湖総合開発の新しい10年の事業の担当をしていただくことになり、とてもお世話になりました」(『聞き書き 武村正義回顧録』(岩波書店))。

琵琶湖の環境保全は55年7月1日制定のびわ湖富栄養化防止条例が56年からスタートし、規制を強化し「とりもどそう青いびわ湖」のスローガン達成を目指した。57年4月1日、琵琶湖の草津市沖合に埋め立て建造された湖南中部流域下水道が運転に入った。浄化センターの人工島は「矢橋帰帆島」と呼ばれることになった。この日、滋賀県立琵琶湖研究所が津市に設立された。



合成洗剤追放運動によって、武村県政の独自性が日本全国に知れ渡ったとすれば、世界湖沼会議は県政をさらに世界に広げようとした試みだった。知事武村は59年2月の県議会で、第1回世界湖沼会議を8月27日から31日の5日間にわたって行うことを初めて宣言した。同時に知事は「その目的は、湖沼を取り巻く環境問題で世界が悩んでいる、その関係者が一堂に会して経験を語り合い、自然と人間のかかわり合いを考え、さらには滋賀県民が今日まで取り組んで来た1つ1つの小さな積み重ねが大きな意味を持つという事実を知ってもらいたい」と語り胸を張った。地方自治体の首長としては壮大な抱負であり、背後に武村流「草の根県政」の精神があったようである。

会議では研究・行政・住民の各分野から代表が参加することでも注目を引いた。会議は①湖沼環境及びその利用・保全管理の現状と動向についての情報・経験の交流、②湖沼環境の適正な管理とよりよい環境の創造のための原理及び施策をめぐる討議、③討議結果にもとづく望ましい湖沼環境の方向の集約とアピール、を主要な内容とした。5日間熱心な討議が続けられた。「湖沼は文明の症状を映す鏡である」。第1回世界湖沼会議で採択された「琵琶湖宣言」に盛り込まれた「総括」のことばである。



世界湖沼会議の成功に気を良くした知事武村は、国連環境計画 (UNEP) の支援を受け、昭和 61 年 (1988) 2月 21 日-22 日に国際湖沼環境委員会 (ILEC) の創立総会を大津市で開いた。アメリカ・カナダ・インド・ブラジルなどから、水に関する内外の権威 16 人が集まった。日本からは滋賀県琵琶湖研究所長吉良龍夫 (大阪市立大学名誉教授) と国立公害研究所水質土壌環境部長合田健 (元京大教授) が加わり、吉良が委員長となった。同会議で採択された規約案は前文に「人類と湖との調和がとれた共存関係を取り戻す」との趣旨を掲げ、①委員会は湖沼環境に立脚した科学・技術的及び管理のための情報・データ・経験の交流推進、②発展途上国の湖沼開発・環境保全への手助け、③開発と湖沼保全を調和させる環境政策ガイドラインの提供、④湖沼環境管理の科学的調査など 8 項目であった。

<付録>我が歴史・文学そぞろ歩き～琵琶湖編～

『代表的日本人』(内村鑑三著、鈴木範之訳、岩波新書)の中の中江藤樹 (1608-1648) をとり上げる。同書は欧米の知識人を意識して英文で書かれた「偉人列伝」である。あえて英文書で刊行したねらいは「キリスト教国の人々から『異教徒』と呼ばれている日本人の中に、内村はキリスト教徒よりもむしろ優っている人物のいることを見出していた」(同書「あとがき」) ことによる。同書では西郷隆盛、上杉鷹山、二宮尊徳、中江藤樹、日蓮上人の「生涯と思想」が紹介されている。これら 5 人の「偉人」は、宿命や逆境にあらがいつつ、自己の信念や信条を支えとして民衆のために独自の偉業を成し遂げた人物としてとり上げられている。藤樹を「近江聖人おうみ～村の先生～」と内村は呼ぶ。

藤樹は、江戸初期の儒学者で、日本の陽明学派の祖である。名は原。近江の人。初め朱子学を修め、伊予(現愛媛県)の大洲藩に仕え、27 歳の時郷里に残る母への孝養を理由に脱藩して、近江国高島郡小川村(現高島市安曇川町)に帰り学問を修め村人の教導に務めた。自宅の藤の木にちなんで「藤樹先生」と呼ばれた。中国明の大儒王陽明の到良知説を唱道した。「近江聖人」と尊崇され、門人には岡山藩の儒学者熊沢番山らがいる。著作に『考経啓蒙』、『翁問答』などがある。

内村は言う。「恐れるものなく独立心をもっていた

藤樹でしたが、その倫理体系でもっとも注目されるのは、謙讓の徳に最高の位置を与えていた事実です。藤樹にとり謙讓の徳とは、そこから他の一切の道徳が生じる基本的な道徳でした。これを欠けば一切を欠くにひとしくなります。『学者は、まず、慢心を捨て、謙徳を求めないならば、どんなに学問才能があろうとも、いまだ俗衆の腐肉を脱した地位にあるとはいえない。慢心は損を招き、謙讓は天の法である。謙讓は虚である。心が虚であるなら、善悪の判断は自然に生じる』

内村は言う。「この徳の高さに達するための藤樹の方法は、非常に簡単でした。こう言いました。『徳を持つことを望むなら、毎日善をしなければならない。一善すると一悪が去る。日々善をなせば、日々悪は去る。昼が長ければ夜が短くなるように、善をつとめるならばすべての悪は消え去る』

内村は言う。「谷の窪にも山あいにも、この国のいたるところに聖賢はいる。ただ、その人々は自分を現さないから、世に知られない。それが真の聖賢であつて、世に名の鳴り渡った人々はとるに足りない。(中略)。徳と感化に関しては、お手軽に教えられている現代の教育制度によるかぎり、私どものなかにはびこる俗悪を、はたしてよく抑えることが可能かどうか、疑問であります」<武士道的クリスチャン>内村は藤樹の人生哲学に自己の思想を投影したかったのであろう。『日本思想体系 中江藤樹』(岩波書店)を参考にした。



藤樹神社 (高島市安曇川町)



たっぷりと 真水を抱きて しづもれる
昏くらき器を 近江と言えり かわの ゆうこ河野裕子 (現代歌人)。
(つづく、次回最終回)。